

国際課税トピックス

はじめに

わが国における税務では、個別の税制改正事項を除いて、21世紀初頭に、連結納税制度が導入され、その後に、税務における電子申告が、議論の対象となろう。

21世紀には、電子申告のみではなく、今後コンピュータの設置台数の増加について、官庁等に提出する書類あるいは職場等に提出する書類は、電子申告になることは十分に予測できるところである。すなわち、あらゆる分野において、コンピュータ化、ペーパーレス化という現象が生じることとなろう。

1 米国の電子申告の現状

米国では、日本のように給与所得者の年末調整制度がないことから、多くの個人の納税申告書が提出され、わが国とは事情が異なることを前提にしなければならない。

米国の電子申告制度は、現状では、個人の所得税申告を中心であるが、納税者が電子申告方式を選択できる。1998年度における電子申告数は、2,460万で、全申告書と電子申告の割合は約20%強、対前年比28.4%増である。また、所得税を徴収しない州を除いて、30以上の州が、米国内国歳入庁（IRS）と連携して、州税の申告を電子申告で行うプログラムを有している。IRSは、法律により、2007年までに、電子申告の割合を80%まで高めることが義務付けられている。また、IRSの計画の進捗状況を検討する委員会があり、毎年議会にその状況を分析

報告することになっている。

2 電子申告のセールスポイント

米国において電子申告を推進する際のセールスポイントとしている点は、米国では、還付申告が多いことから、還付される時間が短縮されることを第1に挙げている。

第2は、電子申告を行う際に、課税当局公認の専用のソフトを使用することから、事前に申告書が検算され、申告書の計算上の誤りが少ないことである。

第3は、還付金が納税者の銀行口座に直接振り込まれることである。

第4は、郵送等による遅れがないことである。

米国における電子申告の現状

3 電子申告を行う方法

電子申告は、確定申告期間中に、納税者が税務署に申告書を郵送する代わりに、時間に余裕のあるときに、自宅のコンピュータから直接に課税当局に申告を送るという簡単なプログラムではない。

電子申告に携わる者である、電子申告の作成者、納税者から申告書を集めて電子申告をする業者、ソフトウェア開発業者等は、事前に課税当局に対して申請をして審査を受け、登録を行い、登録番号を与えられる。

Topics of International Taxation

電子申告を行う業者、ソフトウェア開発業者は、事前に課税当局とテストを行い、実際の電子申告を行う際に支障がないことを確認する作業も行う。また、電子申告を行う際には、課税当局が認めたソフトを使用することになる。したがって、これらのルールに反する申告書は、課税当局により受領を拒否されることになる。

電子的に申告書が送付されると、課税当局から受け取った旨の受領確認が行われ、その受領確認後、納税者は、署名を付した書類に、申告に添付すべき書類、例えば、源泉徴収票等を添付して課税当局に送付することになる。

4 電子申告の問題点

わが国が電子申告制度を導入するに際して、

状とわが国への導入の課題

米国とは事情が異なり、多くの給与所得者の所得税に係る処理が年末調整により完了していることである。また、税理士法との関連から、申告書の作成及び送付等について、その取扱者が限定されることである。

さらに、税務行政を行う国税庁及び都道府県等が、この制度に対応する組織変更、設備及びプログラムを準備する必要がある。また、添付書類がある場合、申告書と添付書類が別に送付されるとすれば、課税当局における申告後の作業量は増加することも懸念される。

納税者の立場からは、少額の還付を受けるた

めに、送付のための手数料又は専用ソフト等の費用を負担するかどうかという問題がある。

さらに、米国においても同様であるが、全ての申告書が電子申告できるわけではない。わが国の場合は、添付書類の多い相続税等の申告書は、電子申告の対象から除かれる可能性もある。

この制度は、どちらかといえば、課税当局における便益が大きいといえる。例えば、申告書の郵送代、申告書の入力作業の軽減、申告書の検算の省略、税務相談の負担軽減等が想定できる。また、別の観点から考えると、高齢化の進むわが国の現状では、コンピュータに親しむ者と、それ以外の者に分かれる可能性がある。前者は、一般に若い年代が多く、この年代は、コストを無視して、コンピュータ利用の便宜性を重視するかも知れないが、後者は、このような動向から取り残される状態になることもあろう。

以上のような状況下において、確実に税務申告におけるコンピュータ利用は進められようが、試行から定着への動きの中で、納税者に対して、その利用のインセンティブをどのように与えることができるのかが、電子申告定着のカギとなる。

(注) 上記の資料は、米国内国歳入庁のサイトから取得した資料を参考とした (<http://www.irs.ustreas.gov>)。

日本大学教授

矢内 一好